

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的等

#### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、南魚沼市防災会議（以下「市防災会議」という。）が作成する計画であって、南魚沼市に係る風水害等対策に関し、市の処理すべき事務を中心として、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的に実施することにより、住民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（参考）資料編 資料1 防災組織に関する資料 1-1 南魚沼市防災会議条例

#### 2 計画の性格及び構成

この計画は、法第42条の規定に基づき、市防災会議が策定する南魚沼市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）のうち、次に掲げる風水害等に関する計画であり、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

- (1) 風水害（暴風、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による災害）
- (2) 雪害
- (3) 林野火災
- (4) 鉄道事故災害
- (5) 道路事故災害
- (6) 危険物等事故災害

なお、南魚沼市地域防災計画は、本編の「風水害等対策編」、別冊の「震災対策編」、「原子力災害対策編」及び「資料編」で構成する。

#### 3 関連計画との整合

この計画は、指定行政機関・指定公共機関及び新潟県地域防災計画との整合性・関連性を有するものとする。

また、国土強靱化基本法など他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図るものとする。

#### 4 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは法第42条の規定により、これを修正する。防災関係各機関は、関係する事項について修正すべき点があるときは、これを市防災会議（事務局：南魚沼市総務部総務課）に提出する。

#### 5 計画の習熟・周知

防災関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、日頃から防災に関する訓練等を実施して本計画の習熟及び周知に努めるとともに、この計画に基づき、具体的な災害予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制整備に努める。

## 6 計画の構成

### 6 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

#### 第1章 総則

風水害等に関連する本市の自然条件と社会条件、災害特性について整理し、本市及び防災関係機関等が風水害等に対して処理すべき業務の大綱及び責任等を規定する。

#### 第2章 災害予防

風水害等対策の推進体制、被害の発生防止・拡大防止対策の基本的事項を規定する。

#### 第3章 災害応急対策

災害発生直後から応急対策の終了に至るまでの間において、南魚沼市災害対策本部及び防災関係機関が行う災害応急対策に係る体制、措置等の対策を規定する。

#### 第4章 災害復旧・復興

震災により被害を受けた住民の自力復興を促進し、被災者の生活支援、住民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧等の対策を規定する。

#### 資料編

上記の各種対策に関連する様式、資料、参考資料を掲載する。

## 7 共通用語

本計画において用語の定義は、次のとおりである。

- ・ 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- ・ 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。  
(法第8条第2項関係)
- ・ 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。(法第49条の10関係)
- ・ 地区防災計画 地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。(法第42条第3項及び第42条の2関係)
- ・ 避難場所 災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。
- ・ 指定緊急避難場所 避難場所のうち市が指定したもの。(法第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8関係)
- ・ 避難所 避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
- ・ 指定避難所 避難所のうち市が指定したもの。(法第49条の7及び第49条の8関係)
- ・ り災証明書 災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。(法第90条の2関係)

風水害等対策編 第1章 総則 第2節 防災関係機関などの責務と処理すべき事務又は業務の大綱  
1 基本理念

- ・被災者台帳 被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。（法第90条の3関係）

第2節 防災関係機関などの責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本理念

- (1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって住民、地域、行政（防災関係機関）は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市及び県を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、住民、地域、行政（防災関係機関）等が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、住民、地域、行政（防災関係機関）の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

気候変動による豪雨の増加傾向や少子高齢化等による社会環境の変化が顕在化し、風水害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、たとえ、大規模な豪雨等が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない「災害に強い新潟県」を実現していく。

ア 住民等に求められる役割

- (ア) 住民及び事業所等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、住民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。
- (イ) 住民及び事業所等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努める。
- (ウ) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者による、当該地区における防災力の向上を図るための地区防災計画の作成及び市防災会議への提案。
- (エ) 市及び県は、住民及び事業所等による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

イ 地域に求められる役割

- (ア) 住民及び事業所等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。

風水害等対策編 第1章 総則 第2節 防災関係機関などの責務と処理すべき事務又は業務の大綱  
1 基本理念

- (イ) 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
  - (ウ) 事業所等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。
  - (エ) 市及び県は、住民及び事業所等の安全を確保するための地域における取組の推進について、啓発と環境整備に努める。
- ウ 市、県及び防災関係機関に求められる役割
- (ア) 市、県及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。
    - a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
    - b 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎・設備・施設・装備等の整備
    - c 職員の教育・研修・訓練による習熟
    - d 国及び県の研修制度の充実により人材育成を体系的に図る仕組みを構築
    - e ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化
    - f 災害対応業務のプログラム化、標準化
    - g 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時から構築
    - h 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地等の有効活用
  - (イ) 県、市町村及び防災関係機関は、平時から、住民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実を図る。
  - (ウ) 市、県及び防災関係機関は、住民及び事業所等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
  - (エ) 市、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市、県は、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
  - (オ) 市、県及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。
  - (カ) 市、県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。
  - (キ) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- エ 支援と協力による補完体制の整備
- 市、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、事業所・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。
- (2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

風水害等対策編 第1章 総則 第2節 防災関係機関などの責務と処理すべき事務又は業務の大綱  
2 各機関等の責務

ア 各業務の計画及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

(3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(4) 複合災害への配慮

積雪期に発生する風水害は、雪崩や排雪による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害など比較的少ないが、豪雪地帯であること等を踏まえ、積雪期などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）に備え、各業務においてあらかじめ考慮する。

(5) 計画の実効性の確保

市、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

ア 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

ウ 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

2 各機関等の責務

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(2) 県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。

ア 政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、事業所・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

風水害等対策編 第1章 総則 第2節 防災関係機関などの責務と処理すべき事務又は業務の大綱  
2 各機関等の責務

イ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。  
ウ 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

エ 市の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

オ 平常時から自主防災組織やNPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図る。

カ この計画の実効性を高め、災害の軽減を図るため具体的な計画を策定する。

(3) 指定地方行政機関等

指定地方行政機関等は、災害から市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定行政機関等と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 市民（住民・事業所等）

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。住民・事業所等は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

風水害等対策編 第1章 総則 第2節 防災関係機関などの責務と処理すべき事務又は業務の大綱  
 3 各機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

3 各機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
南魚沼市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市防災会議に関すること。</li> <li>○ 市内における公共的団体及び住民・事業所の自主防災組織の育成指導に関すること。</li> <li>○ 災害予警報等情報伝達・連絡に関すること。</li> <li>○ 被災状況に関する情報収集に関すること。</li> <li>○ 災害広報並びに高齢者等避難の発令、避難指示、警戒区域設定に関すること。</li> <li>○ 被災者の救助に関すること。</li> <li>○ 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。</li> <li>○ 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。</li> <li>○ 消防活動及び浸水対策活動に関すること。</li> <li>○ 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること。</li> <li>○ 被災要配慮者に対する相談、援護に関すること。</li> <li>○ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。</li> <li>○ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。</li> <li>○ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること。</li> <li>○ 水道等公営事業の災害対策に関すること。</li> <li>○ 災害時における他の地方公共団体等の応援要請及びその指揮に関すること。</li> <li>○ ごみ及びし尿等の収集・処分に関すること。</li> <li>○ 日本赤十字社事業に関すること。</li> </ul>
(南魚沼市消防本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市の地域に係る火災予防、災害防止対策及び指導に関すること。</li> <li>○ 災害応急対策における協力に関すること。</li> <li>○ 災害時における火災防ぎょ又は消火・救急・救助・捜索活動に関すること。</li> <li>○ 災害時における傷病者等の救急搬送に関すること。</li> <li>○ 災害時における緊急消防援助隊等の応援要請及びその指揮に関すること。</li> <li>○ 市消防団との防災に関する総合的な連絡調整に関すること。</li> <li>○ 日本赤十字社事業に関すること。</li> </ul>

風水害等対策編 第1章 総則 第2節 防災関係機関などの責務と処理すべき事務又は業務の大綱  
 3 各機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県防災会議に関すること。</li> <li>○ 市町村、指定公共機関又は指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること。</li> <li>○ 災害予警報等情報伝達に関すること。</li> <li>○ 被災状況に関する情報収集に関すること。</li> <li>○ 災害広報に関すること。</li> <li>○ 避難指示等に関すること。</li> <li>○ 市町村の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること</li> <li>○ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。</li> <li>○ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。</li> <li>○ 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。</li> <li>○ 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関すること。</li> <li>○ 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること。</li> <li>○ 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。</li> <li>○ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。</li> <li>○ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。</li> <li>○ 緊急通行車両の確認に関すること。</li> <li>○ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること。</li> <li>○ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> <li>○ 他の都道府県に対する応援要請に関すること。</li> </ul>
新潟県警察本部 南魚沼警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること。</li> <li>○ 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること。</li> <li>○ 行方不明者調査及び死体の検視に関すること。</li> <li>○ 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること。</li> </ul>
県地域機関 南魚沼地域振興局	<p>新潟県地域防災計画（風水害対策編）          第3章第1節「災害対策本部の組織・運営計画」          別表4 「地方本部の組織及び分掌事務基準」による</p>



風水害等対策編 第1章 総則 第2節 防災関係機関などの責務と処理すべき事務又は業務の大綱  
 3 各機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	北陸地方整備局 三国川ダム管理所	○ 管理施設・設備の被害状況調査及び機能確保のための応急対策に関すること。 ○ 三国川におけるダム管理に関すること。
	北陸地方整備局 長岡国道事務所	○ 管理施設・設備の被害状況調査及び機能確保のための応急対策に関すること。 ○ 一般国道指定区間の改維持管理及び災害復旧工事に関すること。
	北陸地方整備局 湯沢砂防事務所	○ 管理施設・設備の被害状況調査及び機能確保のための応急対策に関すること。 ○ 国土交通大臣の指定した直轄工事施行区域における砂防工事の実施に関すること。
	北陸地方整備局 信濃川河川事務所	○ 管理施設・設備の被害状況調査及び機能確保のための応急対策に関すること。 ○ 管理区間河川の維持管理及び災害復旧工事に関すること。
	その他の機関	○ 新潟県地域防災計画による。
陸上自衛隊（高田駐屯地）航空自衛隊（新潟救難隊）		○ 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること。 ○ 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること。 ○ 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること。
指定公共機関	東日本旅客鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)	○ 災害時における鉄道による緊急輸送の実施に関すること。
	東日本電信電話(株)(新潟支店)	○ 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること。 ○ 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること。
	東日本高速道路(株)	○ 高速自動車国道の防災管理に関すること。 ○ 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること。 ○ 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること。
	東北電力ネットワーク(株)魚沼電力センター	○ 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること。 ○ 災害時における電力の供給の確保に関すること。
	日本郵便(株)	○ 災害時における郵政業務の確保、郵政業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
	日本赤十字社(新潟県支部)	○ 災害時における医療救護に関すること。 ○ 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること。 ○ 災害時の輸血用血液の供給に関すること。 ○ 災害救援(義援)金の募集、受付及び配分に関すること。 ○ 労働奉仕班の編成及び派遣の斡旋並びに連絡調整に関すること。
	その他の機関	○ 新潟県地域防災計画による。

風水害等対策編 第1章 総則 第2節 防災関係機関などの責務と処理すべき事務又は業務の大綱  
 3 各機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方公共機関	市内各土地改良区	○ 水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること。
	(株)エフエム雪国	○ 気象警報等の放送に関すること。 ○ 災害時における広報活動に関すること。
	その他の機関	○ 新潟県地域防災計画による。
その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者	南魚沼市社会福祉協議会	○ 災害時のボランティアセンター設置及び受入事務に関すること。 ○ 災害弱者等の救援、救護及び生活支援活動の協力に関すること。 ○ 日本赤十字社事業に関する業務のうち労働奉仕班に関すること。 ○ その他所管事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力に関すること。
	南魚沼森林組合	○ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 ○ 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること。
	南魚沼地域医師会	○ 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 ○ 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
	市立病院及び市立診療所、一般診療所	○ 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 ○ 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。 ○ 災害弱者等の救援、救護の提供協力に関すること。
	一般建設事業所	○ 災害時における応急復旧の協力に関すること。
	運送事業所	○ 災害時における陸路による緊急輸送協力に関すること。
	農業協同組合	○ 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること。
	商工会	○ 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること。 ○ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
	タクシー事業所	○ 災害時におけるタクシーによる人員、物資の緊急輸送協力に関すること。
	危険物施設の管理者	○ 災害時における危険物の保安措置に関すること。
	ホテル・旅館民宿等宿泊事業所	○ 災害時における施設利用者の安全確保に関すること。 ○ 災害時における緊急避難所、炊出し、入浴サービス等の提供協力に関すること。
	各地区地域団体	○ 各地区の防災組織に関すること。 ○ 各町内・地域等における災害弱者等の安全確保のための協力に関すること。 ○ 災害時の炊出し、緊急動員についての協力に関すること。 ○ 災害状況等の報告及び情報の連絡に関すること。